

免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または默示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



複雑な内容を簡単に: 不利な契約グループに対する再保険契約のプロテクション

フランチェスコ・ナガリ、グローバル・IFRS保険リーダー | 2021年9月

議題

- 再保険契約の損失回収要素の当初認識
- 再保険契約の損失回収要素の事後測定
 - 保有している再保険契約によってカバーされないキャッシュ・フローに起因する基礎となる契約グループの損失要素の変動の影響
- 実務上の考慮事項

再保険契約の損失回収要素

再保険契約のプロテクションに係るIFRS第17号の会計処理の考え方

IFRS第17号では、保有している再保険契約から出再者が受け取るプロテクションを財務諸表上、別個の科目として処理する。

IFRS第17号の全般的な原則は再保険契約にも同様に適用されるが、再保険者から購入したプロテクションから出再者が受領する給付を反映するために必要な相違点が多く存在している。これは、契約保有者の会計処理の考え方である。

この考え方が適用される最も難しいシナリオは、損失を生じる契約グループを出再者が報告しており、かつ当該損失を減少させるための再保険契約のプロテクションから出再者が給付を受領することができる場合である。

再保険契約のプロテクションに関するIFRS第17号の全体的なフレームワークは、2020年6月に公表されたIFRS第17号の修正版において大きく改良されている。

これらの新しい会計ルールを開発する際にIASBが使用した原則の1つは、再保険契約のプロテクションによる正確な純損失を純損益に反映させることであり、再保険契約のプロテクションの金額を財務諸表利用者が財政状態計算書において把握できなければならないということである。損失回収要素に係る会計処理は、当該原則を採用している。

再保険契約の損失回収要素（続き）

当初認識

保有している再保険契約（RCH）グループの損失回収要素（LRC）は、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時、またはグループへの不利な保険契約の追加により、その後の期間において当該グループが不利になる場合に認識される。

LRCは、基礎となる不利な保険契約の認識時点より前または同時にRCHが、締結される場合に、かつその場合にのみ設定される。

当初認識時に、LRCの金額はRCHのグループのCSMを調整し、対応する利得が純損益に認識される。

LRCは、次のとおり当初測定される。



この強制的な簡素化は、基礎となる保険契約からのすべてのキャッシュ・アウトフローと同じ比率で再保険されることを想定している。

設例

前提—基礎となる保険契約

企業Bは、**不利な保険契約のグループ**を次の条件で発行する。

- 2年間のカバー期間
- 保険料は、CU1,000で当初認識後直ちに受領される予定である。

企業Bは次のことを見込んでいる。

- CU 900の保険金請求とCU 150の費用
- カバー期間の終了前に契約が失効することはない。

基礎となる保険契約グループは、当初認識時 **CU** に次のように測定される¹。
(借方) / 貸方

将来キャッシュ・インフローの見積り (1,000)

将来キャッシュ・アウトフローの見積り

保険金請求

900

費用

150

正味履行キャッシュ・アウトフロー

50

契約上のサービス・マージン(CSM)

—

保険契約負債²

50

当初認識損失³

(50)

1 説明のため、貨幣の時間価値とリスク調整は無視する。

2 これは当初認識時の損失要素に関係する。

3 損益計算書に認識される損失構成要素の金額。

設例

前提一保有している再保険契約

企業Bは、同日に、次の条件で クオータシェア⁴を締結した。

- 基礎となる保険契約グループから生じた保険金請求の100%をカバーするが、費用は再保険の対象ではない。
- 再保険料は、CU1,000で当初認識後直ちに支払われる。

保有している再保険契約は、当初認識時に次のとおり測定する⁵。

CU (借方) / 貸方
将来キャッシュ・インフロー (回収) の 見積り ⁶
将来キャッシュ・アウトフロー (保険料) の見積り
正味履行キャッシュ・アウトフロー (正 味コスト)
CSM (LRC修正前)

4 設例では、単一の再保険契約がRCHグループを構成している。

5 説明のために、貨幣の時間的価値、再保険者の不履行リスクおよびリスク調整は無視する。

6 RCHは将来の保険金請求 (CU 900の100%) のみをカバーし、かかる費用 (CU 150) もカバーしない。

設例

当初認識

当初認識時に、LRCはRCHに対して認識され、次のとおり計算される。

IFRS第17号B119D項を適用して、LRCは次のとおり算定される。

$$\text{損失要素 CU50} \times \text{回収が見込まれる割合 100\%} = \text{損失回収要素 CU50}$$

IFRS第17号66A項を適用して、**当初認識時にRCHのCSMは合計CU150となり**、購入した再保険契約コストの純額CU100に、**再保険契約のLRC, CU50を加算して構成される**。

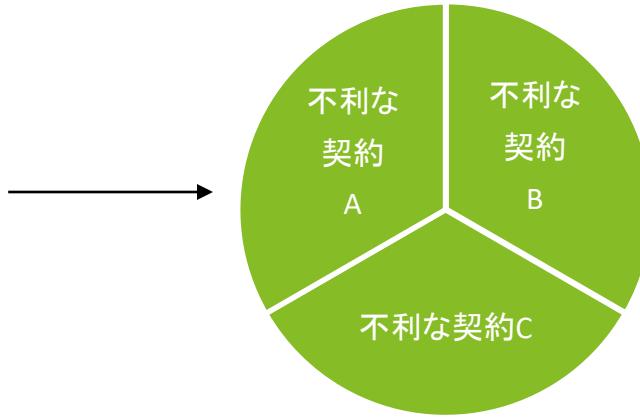
	CU
RCHのCSM (LRC修正前)	(100)
損失回収要素	(50)
RCHのCSM (LRC含む)	(150)

再保険契約の損失要素

当初認識

RCHグループが基礎となる不利な契約の一部のみカバーする場合

契約AのみRCHで
カバーされる。



不利な契約のグループ

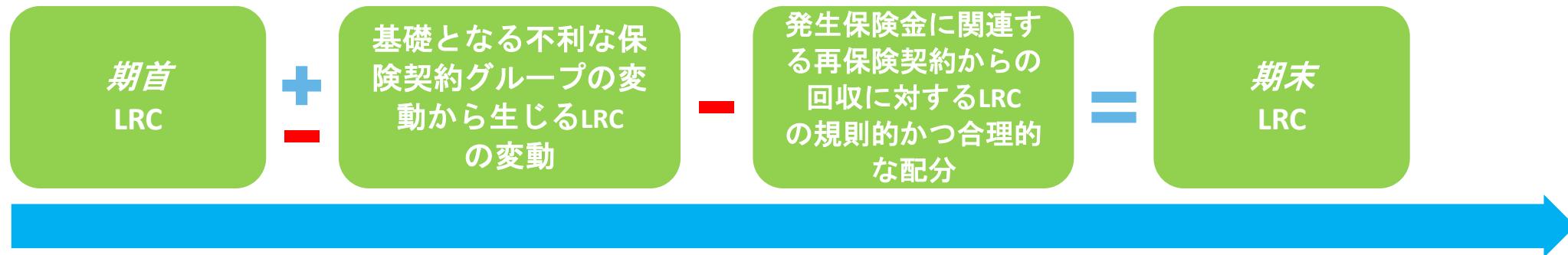


基礎となる保険契約(すなわち、RCHグループでカバーされている契約)に関する不利な契約グループの損失部分を決定するために、規則的かつ合理的な方法を適用しなければならない。

再保険契約の損失要素

事後測定

LRCの金額は、その後次のとおり調整される。



事後測定時に、LRCの帳簿価額は、RCHグループから回収すると企業が見込んでいる損失要素の帳簿価額部分を超えてはならない。

LRCの規則的な配分は、基礎となる保険契約から生じる発生保険金への損失要素の規則的な配分に類似する。

設例

事後測定- シナリオ 1

1年度後、企業 Bは基礎となる保険契約グループの見積キャッシュ・フローを更新する。企業Bは下記事項について決定を行った。

- 2年目の費用の見積額がCU10まで減少し、その結果基礎となる保険契約グループの損失要素はCU10減少する。
その他の期待キャッシュ・フローの変更はない。



会計上の論点

RCHでカバーされないキャッシュ・フローから発生した基礎となる不利な保険契約の損失要素の減少は、以前に認識した LRCの金額にどのように影響があるか？



基礎となる不利な保険契約の損失要素の減少は、将来サービスに関連するキャッシュ・フローの中では変更されるが、RCHではカバーされてない。



カバーされてないキャッシュ・フローから発生する損失要素の減少は、IFRS第17号B119F項に従いLRCの戻入の結果(純損益において借方処理)をもたらす。

設例

事後測定 - シナリオ2

1年度後、企業Bは基礎となる保険契約の見積キャッシュ・フローを更新する。企業Bは下記事項について決定を行った。

- 2年目の費用の見積額がCU10まで増加し、その結果基礎となる保険契約グループの損失要素はCU10増加する。
その他の期待キャッシュ・フロー変更はない。



会計上の論点

RCHでカバーされないキャッシュ・フローから発生した基礎となる不利な保険契約の**損失要素の増加**は、以前に認識したLRCの金額にどのような影響があるか？



キャッシュ・フローが再保険でカバーされていないため損失要素の増加はLRCを**修正しない**。



IFRS第17号B119D項における当初認識の簡素化は、**事後には適用されない**。

実務上の考慮事項

LRCにおける会計処理においてIFRS第17号の要求事項を適用する際の検討すべき考慮事項

- 損失要素が完全に配分または消滅するのと同時にLRCがゼロまで減少するように、純損益の配分方法を決定する必要がある。出再者は、再保険の対象となる保険金に関連する再保険による回収額に対して配分する金額を計算し、かつ損失要素が関連する保険金に配分される期間に、規則的かつ合理的な方法で純損益に認識すべき残存残高を計算しなければならない。
- 例えばRCHでカバーされているまたはされていないキャッシュ・フローのように、事後の調整のため、各カテゴリーのキャッシュ・フローの追跡を検討する。
- 例えばRCHで回収される不利な契約グループとRCHで回収されない不利な契約グループのように、不利な契約グループについてグループをより細かい粒度にすることを検討する。要求はされていないが、実務においては有用であるかもしれない。

実務上の考慮事項（続き）

LRCにおける会計処理においてIFRS第17号の要求事項を遂行する際の検討すべき考慮事項

- ・ 損失要素のある基礎となる保険契約グループをカバーするRCHからの回収が見込まれる損失要素の帳簿価額をLRCが超過しないことを確実にする。
- ・ 上記の考慮事項により、IFRS第17号の適用により生じる複雑な実務を緩和するために既存の再保険契約を見直すことを出再保者に提案する必要がある。

コンタクトの詳細

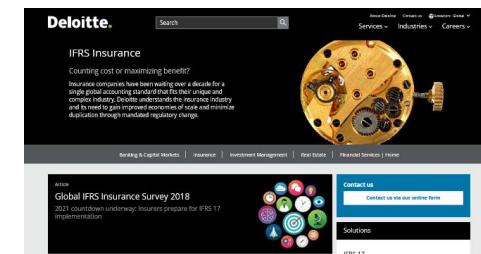
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or frnagari@deloitte.com.hk

Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:

- [Follow](#) my latest  posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to the Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites
- Visit:
 - IAS Plus [IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources](#)
 - Deloitte Accounting Research Tool [Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool](#)



About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the "Deloitte organization") serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 330,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com/cn/zh/social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または "Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたは拘束させることはできません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバー ファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して"デロイトネットワーク"）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト・ネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

© 2021. For information, contact Deloitte China.

Deloitte IFRS Insurance Webcast – September 2021

德勤

MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845